

# 大分大学大学院工学研究科規程

平成16年4月1日制定

平成16年工学部規程第7号

## (趣旨)

第1条 大分大学大学院工学研究科（以下「研究科」という。）に関する事項は、大分大学大学院学則（平成16年規則第9号。以下「大学院学則」という。）及び大分大学学位規程（平成16年規程第71号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

## (研究科の目的)

第2条 工学研究科は、質の高い特色ある教育と研究を通じて、世界に通用する科学技術を創造し、もって地域に貢献するとともに、豊かな創造性、社会性及び人間性を備えた人材を育成することを目的とする。

## (専攻及びコース)

第3条 研究科の各専攻に、次の表に掲げるコース及び教育プログラムを置く。

課 程	専 攻	コ ー ス	教 育 プ ロ グ ラ ム
博士前期課程	工学専攻	機械エネルギー工学コース	工学専門教育プログラム
		電気電子工学コース	
		知能情報システム工学コース	工学専門教育プログラム 数理科学教育プログラム
		応用化学コース	工学専門教育プログラム 自然科学教育プログラム
		福祉環境工学建築学コース	工学専門教育プログラム
		福祉環境工学メカトロニクスコース	
博士後期課程	工学専攻	物質生産工学コース	
		環境工学コース	

## (入学者及び進学者の選考)

第4条 入学者及び博士前期課程を修了し、引き続き博士後期課程へ進学する者の選考方法は、別に定める。

## (指導教員)

第5条 学生の履修、研究及び学位論文の指導のため、指導教員を置く。

2 博士前期課程の指導教員は、研究科担当の教授又は准教授をもって充てる。ただし、必要と認めるときは、研究科担当の講師をもって充てることができる。

3 博士後期課程の指導教員は、学生1人について主指導教員1人及び副指導教員2人以上とし、研究科における研究指導又は研究指導の補助を担当する資格を有する者のうちから、研究科委員会の議を経て研究科長が指名する。

4 前項の主指導教員は、研究科教員のうち、研究指導を担当する資格を有する教授又は准教授をもって充てる。

## (授業科目及び単位数)

第6条 研究科の各専攻における授業科目、授業時間数及び単位数は、別表第1のとおりとする。

## (履修方法)

第7条 学生は、別表第1に規定する授業科目について、別表第2のとおり、博士前期課程にあつては教育プログラムごとに30単位以上、博士後期課程にあつては12単位以上を修得しなければならない。

(履修科目の届出)

第8条 学生は、その学年に履修しようとする授業科目を、指定した期日までに研究科長に届け出なければならない。

(試験)

第9条 試験は、毎学期末において授業担当教員が行う。ただし、特別の事情がある場合には、学期の途中において行うことができる。

(授業及び履修方法の明示)

第10条 授業科目、研究指導の内容、履修方法、1年間に受講する授業科目及び研究指導の計画については、学生に対してあらかじめ明示するものとする。

2 前項の研究指導の内容及び研究指導の計画に係る明示の方法は、別に定める。

(成績評価基準等の明示等)

第11条 学業の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たり、学生に対してその評価及び認定基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に基づき、評価及び認定を適切に行うものとする。

2 学修の成績評価基準等については、大分大学における学修の成績評価基準等に関する規程(令和3年規程第21号)の定めるところによる。

(単位の認定)

第12条 単位の認定は、試験又は研究報告等により、授業担当教員が行う。

2 大学院学則第19条及び第21条の規定により修得した単位を、大分大学大学院において修得したものとみなす場合の単位の認定は、研究科委員会が行なう。

(学位論文の提出)

第13条 学位論文は、指定した期日までに研究科長に提出しなければならない。

(学位論文の審査及び最終試験)

第14条 学位論文の審査は、第7条に定める単位を修得し又は修得見込みの者で、かつ、学位論文を提出した者について行う。

2 最終試験は、学位論文の審査終了後に行う。

3 学位論文の審査及び最終試験に関する事項は、別に定める。

(再入学)

第15条 退学した者(大学院学則第54条の懲戒の規定による退学者を除く。)又は除籍された者が、再入学を願い出たときは、教育に支障のない限り、選考の上、入学を許可することがある。

2 前項により入学を許可された者の既修得単位の認定及び就学すべき年数並びに在学年限について必要な事項は別に定める。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日の前日に法人化前の大分大学大学院工学研究科に在学していた学生については、第5条の規定にかかわらず、当該学生に適用されていた法人化前の大分大学大学院工学研究科規程(平成15年10月1日)の規定の例による。

附 則（平成17年工学部規程第33号）  
この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年工学研究科規程第2号）  
この規程は、平成19年4月4日から施行し、この規程による改正後の大分大学大学院工学研究科規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成21年工学研究科規程第1号）  
この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年工学研究科規程第2号）  
この規程は、平成21年12月9日から施行する。

附 則（平成24年工学研究科規程第1号）  
1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。  
2 この規程の施行日の前日に在学している学生については、改正後の大分大学大学院工学研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年工学研究科規程第1号）  
この規程は、平成25年7月3日から施行する。

附 則（平成27年工学研究科規程第2号）  
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年工学研究科規程第3号）  
1 この規程は、平成27年11月4日から施行する。  
2 この規程による改正後の大分大学大学院工学研究科規程の規定は、平成27年度後学期の授業から適用する。

附 則（平成28年工学研究科規程第1号）  
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年工学研究科規程第2号）  
1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。  
2 この規程の施行の日の前日に工学研究科に在学している学生の授業科目及び単位数並びに履修方法については、改正後の大分大学大学院工学研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和3年工学研究科規程第3号）  
この規程は、令和3年6月9日から施行する。